

◇大阪市公印規則の一部を改正する規則

- 1 在留カード、特別永住者証明書及び個人番号カード記載事項証明並びに通知カード返納証明用区長印の名称及び用途を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和8年6月15日から施行することにしました。

(総務局行政部行政課)